

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年4月13日
【計算期間】	第１期（自 平成23年２月１日 至 平成24年１月16日）
【ファンド名】	繰上償還条項付 ブラジルリアル債券ファンド2011-02
【発行者名】	三菱ＵＦＪ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
【事務連絡者氏名】	井上 靖
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、300億円です。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MRF	
	追加型	内外	その他資産 ()	
資産複合				

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	日本	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
大型株	年４回	北米				
中小型株	年６回	欧州				
債券	(隔月)	アジア				
一般	年12回	オセアニア				
公債	(毎月)	中南米	その他 ()		その他 ()	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他	中近東				
クレジット	()	(中東)				
属性		エマージング				
()						その他 ()
不動産投信						
その他資産						
()						
資産複合						
()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に規定するＭＭＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回		信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年１２回（毎月）		信託約款において、年１２回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

ブラジルレアル建てソブリン債券を主要投資対象とし、主として利子収益の確保をめざします。

ファンドの特色

■投資対象

- ・ブラジルレアル建てのソブリン債券 を主要投資対象とします。また、基準価額の動向によっては、短期資産マザーファンドに投資することがあります。

ソブリン債券とは、各国政府や政府機関等が発行または保証する債券の総称です。

また、世界銀行などの国際機関が発行する債券もソブリン債券と呼ばれます。

■運用方法

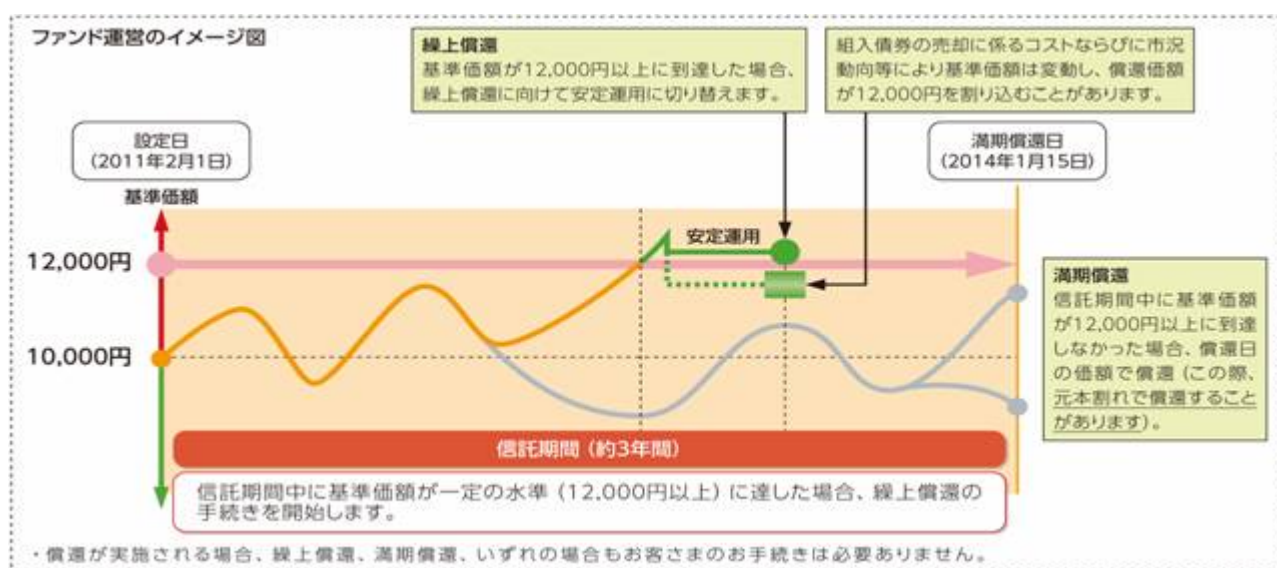
- ・ブラジルレアル建てのソブリン債券の投資に当たっては、ファンドの信託期間と残存年数が近い銘柄を保有します。

■為替対応方針

- ・原則として、為替ヘッジを行いません。
為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

■ファンドの仕組み

- ・基準価額が12,000円以上となった場合、繰上償還します。
償還日以前に基準価額が12,000円以上に達した場合には、短期資産マザーファンドへの投資等を通じて、主としてわが国の短期公社債等による安定運用に切り替えた後、速やかに繰上償還します。
(基準価額、償還価額が12,000円以上となることを示唆・保証するものではありません。)



上記は、ファンドの仕組みをご理解いただくためのイメージ図です。したがって将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

短期資産マザーファンド

- ・わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定的な収益の確保を目標として運用を行います。
- ・運用にあたっては三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社からの投資助言を受けることとします。(注)
(注) 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

■ブラジル債券投資における課税の影響について

海外からのブラジル債券投資について、債券購入時に発生する為替取引に対して、金融取引税が課せられており、2012年2月末現在、税率は6%となっています。

上記税金相当額はファンド全体で負担するため、全受益者にご負担いただくことになります。
なお、今後税制および税率は変更される場合があります。

< 主な投資制限 >

- ・ 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・ デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

< 分配方針 >

- ・ 年 1 回の決算時（ 1 月15日（休業日の場合は翌営業日））に分配を行います。
- ・ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して決定します。
- ・ 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、安定運用に切り替えた後は分配を行いません。

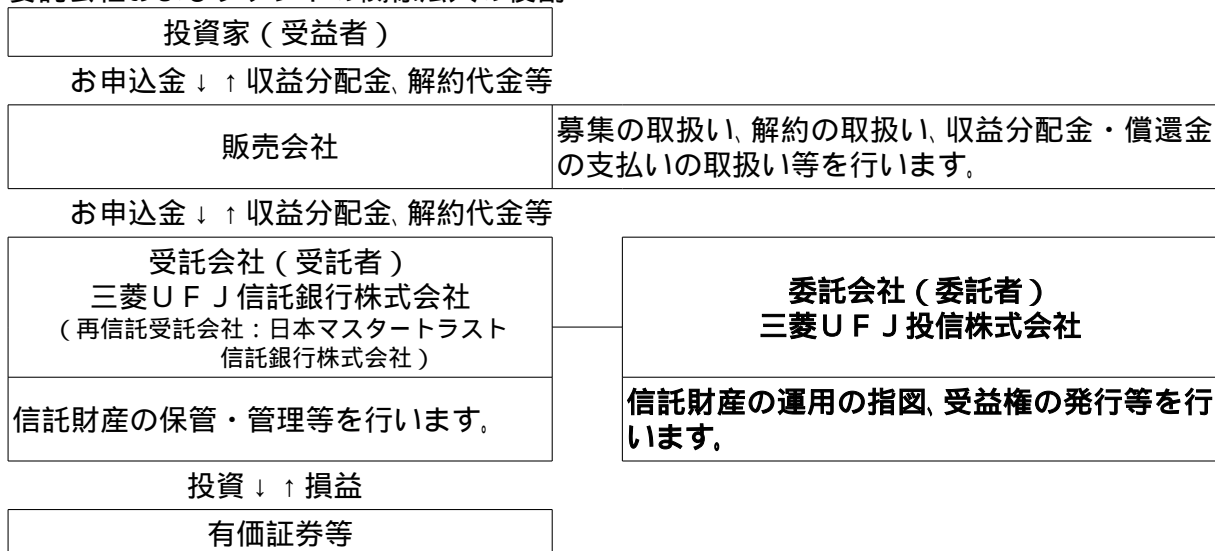
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（ 2 ）【ファンドの沿革】

平成23年 2 月 1 日 設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成24年2月末現在）

・沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成24年2月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	62,050株	50.0%
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,025株	25.0%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,023株	25.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

ブラジルリアル建ての公社債を主要投資対象とします。また、基準価額の動向によっては、短期資産マザーファンド受益証券に投資することがあります。

ブラジルリアル建ての国債、政府機関債、国際機関債を主要投資対象とし、主として利子収益の確保をめざします。

投資に当たっては、ファンドの信託期間と残存年数が近い銘柄を保有します。

基準価額（１万口当たり）が12,000円以上となった場合には、短期資産マザーファンド受益証券への投資等を通じて、主としてわが国の短期公社債等による安定運用に切り替えた後、速やかに繰上償還します。ただし、基準価額が12,000円以上となってから繰上償還するまでの市況動向や売却コスト等により、基準価額もしくは償還価額が12,000円以下となることがあります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限り、）

ａ．有価証券先物取引等

ｂ．スワップ取引

ｃ．金利先渡取引および為替先渡取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とする短期資産マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）

11．コマーシャル・ペーパー

12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの

14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

15．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるものの以外のもの

16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

- 17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
 - 18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
 - 20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 22．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
 - 23．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 24．外国の者に対する権利で23．の有価証券の性質を有するもの
- なお、１．の証券または証書ならびに13．および19．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに16．の証券ならびに13．および19．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14．および15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- 金融商品の指図範囲
- この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。
- １．預金
 - ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 - ３．コール・ローン
 - ４．手形割引市場において売買される手形
 - ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
 - ６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの
- その他の投資対象
- 信託約款に定める次に掲げるもの。
- ・外国為替予約取引

< 短期資産マザーファンドの概要 >

（基本方針）

この投資信託は、安定的な収益の確保を目標として運用を行います。

（運用方法）

投資対象

わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

投資態度

わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

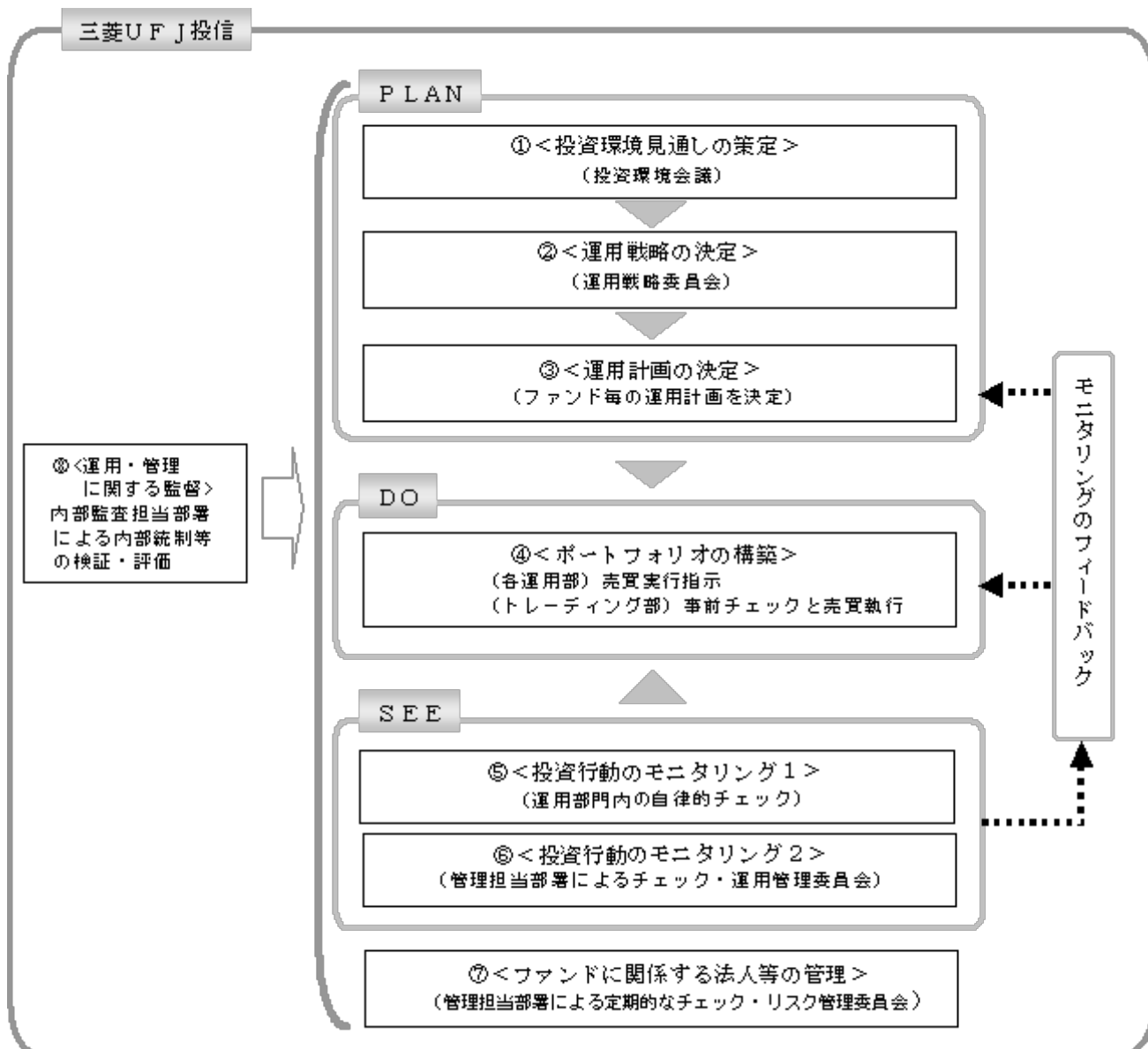
外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

(3) 【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部

署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（５名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成24年４月13日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、元本超過額または経費等控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式

a．委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

外貨建資産

外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券

a．委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

a．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a．およびb．において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の株式等

a．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証

券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. c.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。なお、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではあ

りません。

- c．b．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

- d．b．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- b．a．の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

金利先渡取引および為替先渡取引

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- b．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- d．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

- 1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

- 2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- b．a．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- c．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3【投資リスク】

（１）投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

市場リスク

（価格変動リスク）

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

（為替変動リスク）

主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込む可能性が高まることがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

- ・ 海外からのブラジル債券への投資について、債券購入時に発生する為替取引に対し金融取引税が課税され、当ファンドでは基準価額の引き下げ要因となります。なお、今後税制および税率は変更される場合があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

市場リスク

（価格変動リスク・為替変動リスク）

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込価額（発行価格）× 2.625%（税抜 2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.1025%（税抜 年1.05%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
------	------	------

年0.525% (税抜 年0.5%)	年0.525% (税抜 年0.5%)	年0.0525% (税抜 年0.05%)
-------------------------	-------------------------	---------------------------

信託報酬は、毎計算期間を最初の6ヵ月とその翌日から計算期末までに区分した各期間（以下「半期」といいます。）の末日（以下「半期末」といいます。）に当該半期末の受益権口数に対応する金額が、ならびに解約時または信託終了のときに当該解約または信託終了に係る受益権口数に対応する金額が信託財産から支払われます。

消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

海外からのブラジル債券投資について、債券購入時に発生する為替取引に対して、ファンドの信託財産を通じて間接的に金融取引税を負担いただくことになります。

（＊）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率となります。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限り、）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

平成24年12月31日までの税率です。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。なお、復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日以降は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）、軽減税率の適用終了後の平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率となる予定です。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額については、配当所得として7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

平成24年12月31日までの税率です。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。なお、復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日以降は7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）、軽減税率の適用終了後の平成26年1月1日以降は15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率となる予定です。

上記は平成24年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成24年2月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	ブラジル	232,316,353	89.23
特殊債券	ブラジル	14,672,443	5.64
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	13,378,842	5.13
純資産総額		260,367,638	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成24年2月29日現在

国／ 地域	銘 柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額 下段：評 価 額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
ブラジル	10(IN)BRAZIL NTN-F140101	国債証券	—	4,800,000.00	4,491.61 4,839.9240	215,597,573 232,316,353	10.000000 2014/01/01	89.23
ブラジル	9.5 EUROPEAN(GL) 131106	特殊債券	—	300,000.00	4,826.92 4,890.8144	14,480,783 14,672,443	9.500000 2013/11/06	5.64

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成24年2月29日現在

種類／業種別	投資比率(%)
国債証券	89.23
特殊債券	5.64
合 計	94.86

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成24年2月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成24年 1月16日)	253,649,632 (分配付) 253,649,632 (分配落)	9,474 (分配付) 9,474 (分配落)
平成23年 2月末日	294,164,247	9,588
3月末日	305,333,741	9,952
4月末日	302,570,385	10,357
5月末日	297,662,344	10,189
6月末日	288,171,493	10,385
7月末日	274,003,562	10,106
8月末日	276,403,980	10,194
9月末日	242,515,776	8,944
10月末日	264,052,428	9,774
11月末日	250,234,366	9,313
12月末日	243,791,005	9,106
平成24年 1月末日	260,648,220	9,736
2月末日	260,367,638	10,703

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	5.26

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	306,817,584	39,089,863	267,727,721

（注）第1計算期間の設定口数は、当初募集期間の当初設定口数です。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

申込みの受付	平成23年 1 月11日から平成23年 1 月31日までを申込期間とします。
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	1 口当たり 1 円
申込単位の照会方法	申込単位は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00）
申込手数料	申込価額×2.625%（税抜 2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率 消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
申込方法	取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

２【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 サンパウロ証券取引所の休業日 サンパウロの銀行の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 また、設定日（平成23年 2 月 1 日）は解約の請求ができません。
解約単位	販売会社が定める単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して 6 営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後 3 時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。

その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
-----	---

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 （注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 （主な評価方法） マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。 外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。 外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認ください。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/

(2)【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

(3)【信託期間】

信託期間	平成23年2月1日から平成26年1月15日まで ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
------	--

(4) 【計算期間】

計算期間	原則として、毎年１月16日から翌年１月15日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は平成23年２月１日から平成24年１月16日までとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	--

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき なお、基準価額が12,000円以上となった場合には、短期資産マザーファンド受益証券への投資等を通じて、主としてわが国の短期公社債等による安定運用に切り替えた後、繰上償還となります。 このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更等	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還、信託約款の変更のうち重大な内容の変更または併合について、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。 併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。
反対者の買取請求権	委託会社がファンドの任意償還、信託約款について重大な内容の変更または併合を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から１ヵ年とし、期間満了３ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書の作成	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金（解約）請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）

第３【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの第1期計算期間は、約款第36条により、平成23年2月1日から平成24年1月16日までとしております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成23年2月1日から平成24年1月16日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

繰上償還条項付 ブラジルリアル債券ファンド2011-02

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第 1 期 [平成24年1月16日現在]	
資産の部	
流動資産	
預金	8,123,170
コール・ローン	2,251,015
国債証券	222,242,094
特殊債券	21,939,124
未収利息	397,477
流動資産合計	254,952,880
資産合計	254,952,880
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	61,852
未払委託者報酬	1,236,963
その他未払費用	4,433
流動負債合計	1,303,248
負債合計	1,303,248
純資産の部	
元本等	
元本	¹ 267,727,721
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 ()	² 14,078,089
元本等合計	253,649,632
純資産合計	253,649,632
負債純資産合計	254,952,880

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

		第１期 自平成23年２月１日 至平成24年１月16日
営業収益		
受取利息		22,731,486
有価証券売買等損益		12,451,570
為替差損益		29,928,947
営業収益合計		5,254,109
営業費用		
受託者報酬		138,919
委託者報酬		2,778,236
その他費用	1	15,330,094
営業費用合計		18,247,249
営業利益		12,993,140
経常利益		12,993,140
当期純利益		12,993,140
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,084,949
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,084,949
分配金	2	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		14,078,089

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第 1 期 (自 平成23年 2月 1日 至 平成24年 1月16日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 1 期 [平成24年1月16日現在]
1 設定年月日 設定元本額 期首元本額 元本残存率	平成23年2月1日 306,817,584円 306,817,584円 87.2 %
2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	14,078,089円
3 受益権の総数	267,727,721口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9474円 (9,474円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期 (自 平成23年2月1日 至 平成24年1月16日)

1 その他費用

主に投資に際して現地で課せられた金融取引税を含んでおります。

2 分配金の計算過程

計算期間末における元本超過額0円と費用控除後の利息等収益4,266,321円のうち、当期に分配した金額はありません。

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	第 1 期 (自 平成23年 2月 1日 至 平成24年 1月16日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債を実質的な主要投資対象としております。公社債の投資に係る価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびカントリーリスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

3 金融商品に係るリスク管理体制

ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。

また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 1 期 [平成24年1月16日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第 1 期 [平成24年1月16日現在] 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	11,051,081
特殊債券	112,067
合 計	11,163,148

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

通 貨		券面総額	評 価 額	備 考
種 類	銘 柄			
ブラジルレアル				
国債証券	10(IN)BRAZIL NTN-F140101	5,200,000.00	5,166,018.00	
	国債証券 小 計	5,200,000.00	5,166,018.00 (222,242,094)	
特殊債券	9.5 EUROPEAN(GL) 131106	500,000.00	509,975.00	
	特殊債券 小 計	500,000.00	509,975.00 (21,939,124)	
ブラジルレアル 小 計		5,700,000.00	5,675,993.00 (244,181,218)	
合 計		—	244,181,218 (244,181,218)	

（注１）通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘 柄 数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
ブラジルレアル	国債証券 1銘柄	91.02%	91.02%
	特殊債券 1銘柄	8.98%	8.98%

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

平成24年2月29日現在

（単位：円）

資 産 総 額	285,560,477
負 債 総 額	25,192,839
純資産総額（ - ）	260,367,638
発 行 済 口 数	243,266,972 口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0703 （ 1万口当たり 10,703 ）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

平成24年２月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近５年間に於ける資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（５名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成24年２月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年２月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	375	5,912,300
追加型公社債投資信託	18	462,347
単位型株式投資信託	10	43,440
単位型公社債投資信託	8	101,888
合 計	411	6,519,975

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

３【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

第25期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき、第26期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）及び第26期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度に係る中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第25期 (平成22年3月31日現在)		第26期 (平成23年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	8,675,536	2	17,056,128
有価証券	2	14,000,000	2	10,000,000
前払費用		136,193		156,230
未収入金	2	45,397	2	19,641
未収委託者報酬		4,345,110		4,517,987
未収収益	2	43,835	2	63,656
繰延税金資産		407,456		429,080
金銭の信託	2	500,000	2	30,000
その他		8,190		28,070
流動資産合計		28,161,721		32,300,796
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	333,687	1	306,543
器具備品	1	158,971	1	184,985
土地		1,205,031		1,205,031
有形固定資産合計		1,697,691		1,696,560
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		787,767		909,905
ソフトウェア仮勘定		72,475		146,761
その他		112		68
無形固定資産合計		876,178		1,072,557
投資その他の資産				
投資有価証券		11,797,311		9,405,012
関係会社株式		431,812		431,812
長期性預金	2	5,000,000	2	7,000,000
長期差入保証金	2	1,030,783	2	797,041
長期前払費用		142		52
繰延税金資産		474,632		442,254
その他		16,075		15,035
投資その他の資産合計		18,750,756		18,091,208
固定資産合計		21,324,626		20,860,326
資産合計		49,486,347		53,161,123

(単位：千円)

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	51,838	47,528
未払金		
未払収益分配金	274,776	245,085
未払償還金	1,607,485	1,328,820
未払手数料	2 1,748,905	2 1,768,519
その他未払金	52,889	104,042
未払費用	2 1,034,566	2 1,240,586
未払消費税等	104,853	184,873
未払法人税等	1,727,215	2,228,870
賞与引当金	580,826	550,000
デリバティブ債務	7,536	—
その他	—	227,518
流動負債合計	7,190,892	7,925,844
固定負債		
退職給付引当金	68,206	105,461
役員退職慰労引当金	66,197	76,024
時効後支払損引当金	—	196,123
固定負債合計	134,404	377,609
負債合計	7,325,296	8,303,454
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	222,096	222,096
資本剰余金合計	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	31,383,254	34,903,313
利益剰余金合計	38,723,843	42,243,903
株主資本合計	40,946,071	44,466,131
評価・換算差額等		
その他有価証券	1,277,237	391,537
評価差額金		
繰延ヘッジ損益	62,258	—
評価・換算差額等合計	1,214,979	391,537
純資産合計	42,161,050	44,857,668
負債純資産合計	49,486,347	53,161,123

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		40,630,847		48,411,622
その他営業収益				
投資顧問料		7,619		16,400
その他		85,040		236,596
営業収益合計		40,723,506		48,664,618
営業費用				
支払手数料	2	17,208,659	2	19,778,797
広告宣伝費		579,833		696,640
公告費		7,195		7,795
調査費				
調査費		799,697		895,558
委託調査費		5,231,920		8,991,373
事務委託費		183,931		243,109
営業雑経費				
通信費		98,055		98,144
印刷費		607,867		569,763
協会費		35,983		37,616
諸会費		5,761		6,248
事務機器関連費		841,349		880,509
営業費用合計		25,600,255		32,205,558
一般管理費				
給料				
役員報酬		194,520		199,168
給料・手当		3,445,656		3,576,037
賞与引当金繰入		580,826		550,000
福利厚生費		458,092		492,032
交際費		21,080		23,412
旅費交通費		108,299		156,920
租税公課		102,967		108,850
不動産賃借料		654,768		655,939
退職給付費用		177,435		163,440
役員退職慰労引当金繰入		18,448		18,106
固定資産減価償却費		382,798		406,176
諸経費		287,163		369,603
一般管理費合計		6,432,057		6,719,689
営業利益		8,691,194		9,739,370

(単位：千円)

	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	30,250	29,543
有価証券利息	2 29,170	2 11,040
受取利息	2 19,853	2 20,465
投資有価証券償還益	73,517	371,171
収益分配金等時効完成分	421,674	438,693
その他	8,586	8,257
営業外収益合計	583,053	879,170
営業外費用		
投資有価証券償還損	181,632	192,004
収益分配金等時効完成分支払額	10,520	—
時効後支払損引当金繰入	—	666
事務過誤費	7,510	32,187
その他	3,626	7,757
営業外費用合計	203,289	232,615
経常利益	9,070,957	10,385,925
特別利益		
投資有価証券売却益	231,903	351,930
ゴルフ会員権売却益	10,190	—
特別利益合計	242,093	351,930
特別損失		
投資有価証券売却損	129,159	127,114
過年度時効後支払損引当金繰入	—	204,138
固定資産除却損	1 701	1 3,431
資産除去債務会計基準の適用に伴う 影響額	—	37,264
その他	—	2,429
特別損失合計	129,860	374,378
税引前当期純利益	9,183,190	10,363,477
法人税、住民税及び事業税	3,627,233	4,027,373
法人税等調整額	118,635	25,800
法人税等合計	3,508,597	4,001,573
当期純利益	5,674,592	6,361,903

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,131	2,000,131
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	222,096	222,096
資本剰余金合計		
前期末残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	342,589	342,589
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	6,998,000	6,998,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	27,520,492	31,383,254
当期変動額		
剰余金の配当	1,811,830	2,841,844
当期純利益	5,674,592	6,361,903
当期変動額合計	3,862,761	3,520,059
当期末残高	31,383,254	34,903,313
利益剰余金合計		
前期末残高	34,861,082	38,723,843
当期変動額		
剰余金の配当	1,811,830	2,841,844
当期純利益	5,674,592	6,361,903
当期変動額合計	3,862,761	3,520,059
当期末残高	38,723,843	42,243,903
株主資本合計		
前期末残高	37,083,309	40,946,071
当期変動額		
剰余金の配当	1,811,830	2,841,844
当期純利益	5,674,592	6,361,903
当期変動額合計	3,862,761	3,520,059
当期末残高	40,946,071	44,466,131
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	621,031	1,277,237
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,898,269	885,699
当期変動額合計	1,898,269	885,699
当期末残高	1,277,237	391,537
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	—	62,258

当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	62,258	62,258
当期変動額合計	62,258	62,258
当期末残高	62,258	—
評価・換算差額等合計		
前期末残高	621,031	1,214,979
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,836,011	823,441
当期変動額合計	1,836,011	823,441
当期末残高	1,214,979	391,537
純資産合計		
前期末残高	36,462,278	42,161,050
当期変動額		
剰余金の配当	1,811,830	2,841,844
当期純利益	5,674,592	6,361,903
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,836,011	823,441
当期変動額合計	5,698,772	2,696,617
当期末残高	42,161,050	44,857,668

重要な会計方針

項目	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式：移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券： 時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 時価のないものは移動平均法による原価法によっております。	同 左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	時価法によっております。	-
3. 固定資産の減価償却の方法		
(1) 有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物38年であります。	同 左
(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	同 左
それ以外の無形固定資産	定額法を採用しております。	同 左
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同 左
5. 引当金の計上基準		
(1) 賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。	同 左
(2) 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。	同 左
(3) 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	同 左
(4) 時効後支払損引当金	-	時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. ヘッジ会計の手法		
(1) ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。	-
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象	当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。 a. ヘッジ手段...株価指数先物 ヘッジ対象...投資有価証券 b. ヘッジ手段...株式関連オプション ヘッジ対象...投資有価証券	-

(3) ヘッジ方針	当社の内規である「ヘッジ取引に関する内規」に基づき、ヘッジ対象に係る価格変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。	-
(4) ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象の騰落率とヘッジ手段の騰落率を比較し、両者の変動額を基礎にして、有効性を評価しております。	-
7.消費税等の会計処理	税抜方式によっております。	同 左

重要な会計方針の変更

第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。	当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ12,085千円、税引前当期純利益は49,350千円減少しております。

追加情報

第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
-	従来は時効が成立し、利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者から支払請求を受けた時点で支払予定額を費用計上しておりましたが、信頼性のある見積もりを行うための社内体制を整備し、当事業年度より将来の支払見込額を合理的に見積もることが可能となりました。そのため、当事業年度より受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を「時効後支払損引当金」として計上しております。 この結果、従来の方法に比べて経常利益は8,014千円多く計上され、税引前当期純利益は196,123千円少なく計上されています。

注記事項

（貸借対照表関係）

項目	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物 152,240千円 器具備品 167,633千円	建物 181,085千円 器具備品 227,109千円
2. 関係会社に対する主な資産・負債	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金 5,272,377千円 有価証券 14,000,000千円 未収入金 2,072千円 未収収益 43,545千円 金銭の信託 500,000千円 長期性預金 5,000,000千円 長期差入保証金 837,940千円 未払手数料 1,005,639千円 未払費用 153,908千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金 13,335,700千円 有価証券 10,000,000千円 未収入金 1,500千円 未収収益 63,656千円 金銭の信託 30,000千円 長期性預金 7,000,000千円 長期差入保証金 788,590千円 未払手数料 986,786千円 未払費用 134,713千円

（損益計算書関係）

項目	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1. 固定資産除却損の内訳	器具備品 701千円	器具備品 3,431千円
2. 関係会社に対する主な取引	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料 11,148,518千円 有価証券利息 26,197千円 受取利息 19,853千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料 11,685,424千円 有価証券利息 8,718千円 受取利息 20,465千円

（株主資本等変動計算書関係）

第25期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成21年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	1,811,830千円
1株当たり配当額	14,600円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	2,841,844千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	22,900円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年7月1日

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成22年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	2,841,844千円
1株当たり配当額	22,900円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	3,189,318千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	25,700円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月30日

(金融商品関係)

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。このうち一部の投資信託については価格変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を行っております。

デリバティブ取引は、投資信託に係る価格変動リスクに対するヘッジを目的とした先物取引及びオプション取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「6.ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資信託については、内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

デリバティブ取引については、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（*1）	時価（*1）	差額
(1) 現金及び預金	8,675,536	8,675,536	-
(2) 有価証券	14,000,000	14,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	4,345,110	4,345,110	-
(4) 長期性預金	5,000,000	5,007,477	7,477
(5) 投資有価証券	11,533,054	11,533,054	-
(6) 未払手数料	(1,748,905)	(1,748,905)	-
(7) 未払法人税等	(1,727,215)	(1,727,215)	-
(8) デリバティブ取引(*2)	(7,536)	(7,536)	-

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券並びに(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

(4) 長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5) 投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

(6) 未払手数料、並びに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額264,257千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式431,812千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,675,536	-	-	-
未収委託者報酬	4,345,110	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	14,000,000	-	-	-
投資信託	-	3,044,412	62,645	-
長期性預金	-	5,000,000	-	-
合計	27,020,647	8,044,412	62,645	-

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	17,056,128	17,056,128	-
(2) 有価証券	10,000,000	10,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	4,517,987	4,517,987	-
(4) 長期性預金	7,000,000	7,010,576	10,576
(5) 投資有価証券	9,140,755	9,140,755	-
(6) 未払手数料	(1,768,519)	(1,768,519)	-
(7) 未払法人税等	(2,228,870)	(2,228,870)	-

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（1）現金及び預金、（2）有価証券並びに（3）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

（4）長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

（5）投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

（6）未払手数料及び（7）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額264,257千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（5）投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式431,812千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	17,056,128	-	-	-
未収委託者報酬	4,517,987	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	10,000,000	-	-	-
投資信託	-	2,032,211	1,152,101	-
長期性預金	-	7,000,000	-	-
合計	31,574,115	9,032,211	1,152,101	-

（有価証券関係）

第25期（平成22年3月31日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式431,812千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,083,784	4,825,309	1,258,474
	小 計	6,083,784	4,825,309	1,258,474
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	5,449,270	5,692,652	243,382
	小 計	5,449,270	5,692,652	243,382
合 計		11,533,054	10,517,961	1,015,092

（注）非上場株式（貸借対照表計上額264,257千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	11,600	-	10,920
債券	-	-	-
その他	1,988,176	253,043	118,239
合 計	1,999,776	253,043	129,159

第26期（平成23年3月31日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式431,812千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	4,026,733	3,476,499	550,234
	小 計	4,026,733	3,476,499	550,234
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	5,114,022	5,236,164	122,142
	小 計	5,114,022	5,236,164	122,142
合 計		9,140,755	8,712,663	428,091

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額264,257千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,283,999	392,809	127,114
合 計	4,283,999	392,809	127,114

(デリバティブ取引関係)

第25期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものではありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

(単位:千円)

ヘッジ会計の手法	取引の種類	主なヘッジ対象	当事業年度(平成22年3月31日)		
			契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	先物取引(売建)	投資有価証券	373,043	-	7,536

(注) 時価の算定方法 取引所の価格及び決算日の為替レートによっております。

第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

重要な取引はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、従業員に対して適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、平成18年6月に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
(1)退職給付債務	661,846	567,377
(2)年金資産	416,582	309,065
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	245,263	258,311
(4)未認識数理計算上の差異	177,056	152,850
(5)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	68,206	105,461
(6)退職給付引当金	68,206	105,461

3.退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(1)勤務費用	28,685	28,585
(2)利息費用	11,367	9,774
(3)期待運用収益	6,824	6,248
(4)数理計算上の差異の費用処理額	57,581	37,969
(5)退職給付費用	90,809	70,080
(6)その他	86,626	93,360
(7)合計	177,435	163,440

(注)「(6)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4.退職給付の計算基礎に関する事項

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
(1)割引率	1.5%	同左
(2)期待運用収益率	1.5%	同左
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4)数理計算上の差異の処理年数	各事業年度の発生時における従業員の平均支払期間以内の一定の年数(8年)による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。	同左

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	669,724	651,260
投資有価証券評価損	849,883	408,754
ゴルフ会員権評価損	9,710	9,710
未払事業税	136,281	172,269
賞与引当金	236,338	223,795
役員退職慰労引当金	26,935	30,934
退職給付引当金	27,753	42,912
減価償却超過額	54,520	39,127
委託者報酬	106,666	92,577
長期差入保証金	-	20,080
時効後支払損引当金	-	79,802
その他	62,287	34,708
繰延税金資産 小計	2,180,101	1,805,934
評価性引当額	1,298,012	898,045
繰延税金資産 合計	882,088	907,888
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	36,553
繰延税金負債 合計	-	36,553
繰延税金資産(負債)の純額	882,088	871,334

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

第25期 (平成22年3月31日現在)		第26期 (平成23年3月31日現在)	
	(%)		(%)
法定実効税率	40.7	法定実効税率	40.7
(調整)		(調整)	
投資有価証券評価損認容	2.1	投資有価証券評価損認容	2.9
その他	0.4	その他	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.6

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(関連当事者情報)

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業 銀行業	被所有 直接 30.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,064,069 千円	未払手数料	285,840 千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	631,409 千円	長期差入保証金	833,144 千円
						投資の助言	投資助言料	186,556 千円	未払費用	99,917 千円
主要株主	(株)三菱東京 UFJ銀行	東京都 千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	7,084,449 千円	未払手数料	719,799 千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	49,000,000 千円	有価証券	14,000,000 千円
							譲渡性預金に係る受取利息	26,197 千円	未収利息	1,234 千円
							マルチコーラブル預金の預入	5,000,000 千円	長期性預金	5,000,000 千円
							マルチコーラブル預金に係る受取利息	16,869 千円	未収利息	1,597 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ 証券(株)	東京都 千代田区	65,518 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	2,822,731 千円	未払手数料	397,272 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1.関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有直接 30.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,481,369 千円	未払手数料	294,093 千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	631,409 千円	長期差入保証金	783,794 千円
						投資の助言	投資助言料	189,915 千円	未払費用	88,454 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	7,204,055 千円	未払手数料	692,693 千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	41,000,000 千円	有価証券	10,000,000 千円
							譲渡性預金に係る受取利息	8,718 千円	未収利息	675 千円
							マルチコーラブル預金の預入	9,000,000 千円	現金及び預金	6,000,000 千円
									長期性預金	7,000,000 千円
							マルチコーラブル預金に係る受取利息	18,499 千円	未収利息	3,069 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	3,000 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,447,569 千円	未払手数料	408,084 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券(株)は、平成22年5月1日付で三菱ＵＦＪ証券(株)から商号変更をしております。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

項目	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	339,739円97銭	361,469円71銭
1株当たり当期純利益	45,726円70銭	51,265円16銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益（千円）	5,674,592	6,361,903
普通株式に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	5,674,592	6,361,903
期中平均株式数（株）	124,098	124,098

[次へ](#)

中間財務諸表
(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第27期中間会計期間 (平成23年9月30日現在)		
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		12,391,285
有価証券		10,000,000
前払費用		249,305
未収入金		25,499
未収委託者報酬		3,940,745
未収収益		45,150
繰延税金資産		408,951
金銭の信託		30,000
その他		35,283
流動資産合計		27,126,222
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	295,215
器具備品	1	198,581
土地		1,205,031
有形固定資産合計		1,698,828
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		941,198
ソフトウェア仮勘定		268,086
その他		46
無形固定資産合計		1,225,153
投資その他の資産		
投資有価証券		11,084,227
関係会社株式		320,136
長期性預金		8,500,000
長期差入保証金		843,363
長期前払費用		7
繰延税金資産		454,761
その他		15,035
投資その他の資産合計		21,217,531
固定資産合計		24,141,513
資産合計		51,267,736

(単位：千円)

第27期中間会計期間
(平成23年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金	84,072
未払金	
未払収益分配金	185,028
未払償還金	1,100,533
未払手数料	1,543,826
その他未払金	60,533
未払費用	1,165,016
未払消費税等	2 118,279
未払法人税等	2,007,720
賞与引当金	546,000
その他	240,623
流動負債合計	7,051,635

固定負債

退職給付引当金	114,876
役員退職慰労引当金	40,236
時効後支払損引当金	202,870
固定負債合計	357,982
負債合計	7,409,618

(純資産の部)

株主資本

資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	222,096
資本剰余金合計	222,096
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	34,612,717
利益剰余金合計	41,953,307
株主資本合計	44,175,534
評価・換算差額等	
その他有価証券	317,416
評価差額金	
評価・換算差額等合計	317,416
純資産合計	43,858,117
負債純資産合計	51,267,736

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第27期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	24,575,782
その他営業収益	
投資顧問料	7,818
その他	84,509
営業収益合計	24,668,109
営業費用	
支払手数料	9,969,103
広告宣伝費	232,548
公告費	5,179
調査費	
調査費	458,736
委託調査費	5,096,180
事務委託費	163,123
営業雑経費	
通信費	45,651
印刷費	190,661
協会費	20,318
諸会費	3,638
事務機器関連費	471,438
営業費用合計	16,656,579
一般管理費	
給料	
役員報酬	100,912
給料・手当	1,561,651
賞与引当金繰入	546,000
福利厚生費	260,673
交際費	14,181
旅費交通費	71,936
租税公課	55,257
不動産賃借料	347,685
退職給付費用	71,102
役員退職慰労引当金繰入	13,306
固定資産減価償却費	239,966
諸経費	116,749
一般管理費合計	3,399,423
営業利益	4,612,106

(単位：千円)

第27期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
営業外収益	
受取配当金	60,078
有価証券利息	4,371
受取利息	12,824
投資有価証券償還益	1,876
収益分配金等時効完成分	301,525
その他	5,987
営業外収益合計	386,664
営業外費用	
時効後支払損引当金繰入	14,530
その他	1,189
営業外費用合計	15,719
経常利益	4,983,051
特別利益	
投資有価証券売却益	33,040
特別利益合計	33,040
特別損失	
投資有価証券売却損	63,598
関係会社株式売却損	13,563
投資有価証券評価損	1,121
固定資産除却損	14,721
特別損失合計	93,004
税引前中間純利益	4,923,086
法人税、住民税及び事業税	1,980,189
法人税等調整額	44,175
法人税等合計	2,024,364
中間純利益	2,898,722

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第27期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,131
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	222,096
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	222,096
資本剰余金合計	
当期首残高	222,096
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	222,096
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	342,589
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	6,998,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	6,998,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	34,903,313
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,189,318
中間純利益	2,898,722
当中間期変動額合計	290,596
当中間期末残高	34,612,717
利益剰余金合計	
当期首残高	42,243,903
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,189,318
中間純利益	2,898,722
当中間期変動額合計	290,596
当中間期末残高	41,953,307
株主資本合計	
当期首残高	44,466,131
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,189,318
中間純利益	2,898,722
当中間期変動額合計	290,596
当中間期末残高	44,175,534
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	391,537
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	708,954
当中間期変動額合計	708,954
当中間期末残高	317,416
評価・換算差額等合計	
当期首残高	391,537

当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	708,954
当中間期変動額合計	708,954
当中間期末残高	317,416
純資産合計	
当期首残高	44,857,668
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,189,318
中間純利益	2,898,722
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	708,954
当中間期変動額合計	999,550
当中間期末残高	43,858,117

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるものは中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

それ以外の無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

[追加情報]

第27期中間会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

第27期中間会計期間 (平成23年9月30日現在)	
建物	194,967千円
器具備品	263,184千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

第27期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
有形固定資産	54,074千円
無形固定資産	185,891千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第27期中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

2. 配当に関する事項

平成23年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	3,189,318千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	25,700円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月30日

(金融商品関係)

第27期中間会計期間(平成23年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	12,391,285	12,391,285	-
(2) 有価証券	10,000,000	10,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	3,940,745	3,940,745	-
(4) 長期性預金	8,500,000	8,510,283	10,283
(5) 投資有価証券	10,821,091	10,821,091	-
資産計	45,653,123	45,663,407	10,283
(1) 未払手数料	1,543,826	1,543,826	-
(2) 未払法人税等	2,007,720	2,007,720	-
負債計	3,551,547	3,551,547	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

(4) 長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5) 投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額263,135千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第27期中間会計期間（平成23年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	2,119,753	1,905,456	214,297
	小 計	2,119,753	1,905,456	214,297
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,701,338	9,233,052	531,714
	小 計	8,701,338	9,233,052	531,714
合 計		10,821,091	11,138,508	317,416

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額263,135千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第27期中間会計期間（平成23年9月30日現在）

- ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
重要な取引はありません。
- ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
重要な取引はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第27期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第27期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

- 製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
- 地域ごとの情報
 - 営業収益
投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。
 - 有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。
- 主要な顧客ごとの情報
投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第27期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第27期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第27期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	第27期中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
1株当たり中間純利益金額	23,358.33円
（算定上の基礎）	
中間純利益金額（千円）	2,898,722
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	2,898,722
普通株式の期中平均株式数（株）	124,098

(注)潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

	第27期中間会計期間 （平成23年9月30日現在）
1株当たり純資産額	353,415.18円
（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額（千円）	43,858,117
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	43,858,117
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	124,098

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（平成23年９月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称：株式会社横浜銀行

資本金の額：215,628百万円（平成23年９月末現在）

事業の内容：銀行業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成24年２月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の50.0%（62,050株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

当計算期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成23年10月28日 半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年 2月29日

三菱ＵＦＪ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 荒川 進 印
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 鶴田光夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている繰上償還条項付 ブラジルリアル債券ファンド2011-02の平成23年2月1日から平成24年1月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、繰上償還条項付 ブラジルリアル債券ファンド2011-02の平成24年1月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱ＵＦＪ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成２３年６月３０日

三菱ＵＦＪ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 徳彌	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの第２６期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２３年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成２３年１２月６日

三菱ＵＦＪ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長島 拓也

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山田 信之

印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの第２７期事業年度の中間会計期間（平成２３年４月１日から平成２３年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２３年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２３年４月１日から平成２３年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成２２年６月３０日

三菱ＵＦＪ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 徳彌 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの第２５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２２年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。